

証券コード 7416
2019年6月7日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号
株式会社はるやまホールディングス
代表取締役 治 山 正 史
社長執行役員

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号
当社本社 4階会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
(注) 駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.haruyama.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な設備投資などを背景に緩やかな回復基調が続き、雇用情勢に改善が見られましたものの、賃金の伸びは鈍く、個人消費の本格的な回復に至らないまま推移いたしました。また、通商問題など海外経済の不確実性もあり、先行き不透明な状況が続いてまいりました。

衣料品小売業界におきましては、自然災害や天候不順による影響も重なり、厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、「健康」をキーワードにした差別化戦略がお客様に支持されていることから、引き続き「健康」をテーマにした商品開発に取り組んでまいりました。具体的には「ストレス対策スーツ」やファイテン株式会社と共同開発した「ファイテンシリーズ商品」、株式会社タニタとコラボレートしたスーツ「i-Suit SUPPORTED BY TANITA(アイスーツ サポートッド バイ タニタ)」などがお客様からご好評をいただいております。さらに、完全ノーアイロンを実現したワイシャツ部門最大のヒット商品である「アイシャツ」の累計販売数が380万枚を突破するなど、お客様の声を反映した商品が売上を底支えした結果となりました。

一方では、60歳以上の従業員を対象としたシニア就業支援制度「グランドキャリア制度」や、転勤に対する不安を軽減する制度「総合職地方限定コース」を新しく導入するほか、女性の積極的な採用に加え、女性が働きやすい環境整備など、「働き方改革」の推進にも引き続き取り組んでまいりました。

さらに、当社グループが運営するブランド「はるやま」が、「JCSI(日本版顧客満足度指数)2018年度第4回調査」の「衣料品店業種 ビジネス・フォーマル部門」において「顧客満足」をはじめとする全6項目の指標で1位を獲得いたしました。今後も、お客様にご満足いただける商品とサービスの提供を目指し邁進してまいります。

また、事業の選択と集中により経営効率を高め当社グループの企業価値向上に資すると判断し、株式会社テット・オム全株式の譲渡、株式会社BASEのレディースカジュアル販売事業の譲渡を決定いたしました。

店舗数に関しましては、グループ全体で34店舗を新規出店した一方で、33店舗を閉店したこと及び株式会社テット・オムの株式譲渡に伴う57店舗の減少により、当連結会計年度末の総店舗数は474店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高555億5千4百万円（前期比2.7%減）と減収となりました。利益面では、経費の効率化などに積極的に取り組みましたものの、営業利益18億2千9百万円（前期比24.0%減）、経常利益21億5千1百万円（前期比21.5%減）となりました。株式会社テット・オムの債権譲渡や株式会社BASEの事業譲渡に伴う特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失2億4千8百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益13億4千3百万円）の結果となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

| 商 品 別                                   | 金 額              | 構 成 比     |
|-----------------------------------------|------------------|-----------|
| 重 衣 料<br>（スーツ・礼服）<br>（コート）              | 24,934,592<br>千円 | 44.9<br>% |
| 中 衣 料<br>（ジャケット）<br>（スラックス）             | 5,021,291        | 9.0       |
| 軽 衣 料<br>（ワイシャツ・ネクタイ）<br>（カジュアル・小物・その他） | 24,566,036       | 44.2      |
| 補修加工賃収入                                 | 1,032,726        | 1.9       |
| 合 計                                     | 55,554,647       | 100.0     |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、新規出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額10億3千6百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達として重要なものはありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第42期<br>2016年3月期 | 第43期<br>2017年3月期 | 第44期<br>2018年3月期 | 第45期<br>(当連結会計年度)<br>2019年3月期 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 54,380,460       | 55,942,946       | 57,071,749       | 55,554,647                    |
| 経常利益(千円)                | 2,610,973        | 3,028,276        | 2,738,852        | 2,151,251                     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 1,040,846        | 1,273,931        | 1,343,529        | △248,200                      |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 64.01            | 78.29            | 82.48            | △15.22                        |
| 総資産(千円)                 | 60,643,251       | 60,105,972       | 61,892,025       | 61,051,053                    |
| 純資産(千円)                 | 35,156,151       | 36,237,590       | 37,261,092       | 36,733,643                    |
| 1株当たり純資産額(円)            | 2,160.78         | 2,225.29         | 2,285.58         | 2,252.44                      |

(注) 当連結会計年度中に、第44期における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行いました。これにより、第44期の売上高を除く数値については、当該見直しを反映した後の金額を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第42期<br>2016年3月期 | 第43期<br>2017年3月期 | 第44期<br>2018年3月期 | 第45期<br>(当事業年度)<br>2019年3月期 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高又は<br>営業収益(千円) | 50,894,985       | 37,719,057       | 4,340,548        | 4,141,799                   |
| 経常利益(千円)          | 2,510,653        | 2,027,918        | 2,637,034        | 2,268,744                   |
| 当期純利益(千円)         | 942,239          | 501,099          | 1,270,628        | 173,880                     |
| 1株当たり当期純利益(円)     | 57.94            | 30.80            | 78.01            | 10.67                       |
| 総資産(千円)           | 58,804,766       | 41,615,319       | 43,478,840       | 44,917,557                  |
| 純資産(千円)           | 35,120,882       | 35,429,490       | 36,381,087       | 36,274,344                  |
| 1株当たり純資産額(円)      | 2,158.61         | 2,175.65         | 2,231.59         | 2,224.27                    |

(注) 当社は、2017年1月4日をもって新設分割を行い持株会社体制へ移行しました。これにより、第43期以降の財産及び損益の状況は、第42期と比較して大きく変動しております。また、売上高又は営業収益については、第42期は売上高を第43期は売上高及び営業収益の合計を第44期以降は営業収益を記載しております。

### (3) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、不安定な国際情勢や将来への先行き不透明感が増すなか、消費増税も控え、個人消費は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

こうしたなか当社グループは、主力事業へ経営資源を集中し、店舗の効率的な出店を継続しつつ、ビッグサイズ市場シェアの拡大、ブランド商品の強化、「健康」をテーマにした新しい機能性商品の開発、レディース商品の品揃え充実、EC事業の強化などを通じて既存事業の競争力を強化し、売上拡大を図ってまいります。

また、引き続き当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

##### ① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

##### ② 子会社

| 会社名               | 主要な事業内容                  |
|-------------------|--------------------------|
| はるやま商事株式会社        | 衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売) |
| 株式会社モリワン          | 衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売) |
| 株式会社ミック           | 広告代理業                    |
| 株式会社BASE          | 衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売) |
| 株式会社マンチェス         | 衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売) |
| 株式会社ミッド・インターナショナル | 衣料品販売事業 (衣料品及びその関連洋品の販売) |

(注) 2019年3月29日に株式会社テット・オムの全株式を譲渡いたしました。

(5) 主要な事業所及び店舗 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

② 子会社

イ. はるやま商事株式会社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

店舗 461店舗 (46都道府県)

北海道・東北エリア (30店舗)

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 3店舗 | 青森県 | 8店舗 | 岩手県 | 1店舗 |
| 宮城県 | 7店舗 | 秋田県 | 6店舗 | 山形県 | 1店舗 |
| 福島県 | 4店舗 |     |     |     |     |

関東エリア (89店舗)

|      |      |     |      |     |      |
|------|------|-----|------|-----|------|
| 茨城県  | 3店舗  | 栃木県 | 3店舗  | 群馬県 | 4店舗  |
| 埼玉県  | 16店舗 | 千葉県 | 13店舗 | 東京都 | 33店舗 |
| 神奈川県 | 17店舗 |     |      |     |      |

中部・北陸エリア (54店舗)

|     |      |     |      |     |     |
|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 新潟県 | 9店舗  | 富山県 | 4店舗  | 福井県 | 5店舗 |
| 山梨県 | 2店舗  | 長野県 | 2店舗  | 岐阜県 | 2店舗 |
| 静岡県 | 15店舗 | 愛知県 | 15店舗 |     |     |

近畿エリア (131店舗)

|      |      |     |      |     |      |
|------|------|-----|------|-----|------|
| 三重県  | 9店舗  | 滋賀県 | 12店舗 | 京都府 | 14店舗 |
| 大阪府  | 45店舗 | 兵庫県 | 34店舗 | 奈良県 | 9店舗  |
| 和歌山県 | 8店舗  |     |      |     |      |

中国エリア (64店舗)

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 鳥取県 | 5店舗  | 島根県 | 7店舗  | 岡山県 | 20店舗 |
| 広島県 | 20店舗 | 山口県 | 12店舗 |     |      |

四国エリア (30店舗)

|     |     |     |     |     |      |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 徳島県 | 5店舗 | 香川県 | 8店舗 | 愛媛県 | 12店舗 |
| 高知県 | 5店舗 |     |     |     |      |

九州エリア (63店舗)

|      |      |     |      |     |     |
|------|------|-----|------|-----|-----|
| 福岡県  | 19店舗 | 佐賀県 | 2店舗  | 長崎県 | 6店舗 |
| 大分県  | 6店舗  | 熊本県 | 10店舗 | 宮崎県 | 6店舗 |
| 鹿児島県 | 7店舗  | 沖縄県 | 7店舗  |     |     |

ロ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地

店舗 7店舗 (2県)

富山県 3店舗 石川県 4店舗

ハ. 株式会社ミック

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

ニ. 株式会社BASE

本社 東京都品川区西五反田七丁目24番5号

店舗 6店舗(4府県)

埼玉県 1店舗 京都府 1店舗 大阪府 2店舗  
奈良県 2店舗

ホ. 株式会社マンチェス

本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

ヘ. 株式会社ミッド・インターナショナル

本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

(6) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従業員数(名)     | 前連結会計年度末比増減(名) |
|---------------|-------------|----------------|
| 衣 料 品 販 売 事 業 | 1,406 (879) | △47 (△40)      |
| 全 社 ( 共 通 )   | 38 (2)      | △4 (-)         |
| 合 計           | 1,444 (881) | △51 (△40)      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員99名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|--------------|---------|-----------|
| 38      | △4           | 39.8    | 12.8      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員8名を雇用しております。

(7) 親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|--------|----------|---------------|
| はるやま商事株式会社        | 100百万円 | 100.0%   | 衣料品販売事業       |
| 株式会社モリワン          | 50     | 100.0    | 衣料品販売事業       |
| 株式会社ミック           | 30     | 100.0    | 広告代理業         |
| 株式会社BASE          | 10     | 100.0    | 衣料品販売事業       |
| 株式会社マンチェス         | 10     | 100.0    | 衣料品販売事業       |
| 株式会社ミッド・インターナショナル | 10     | 100.0    | 衣料品販売事業       |

(注) 1. 2019年1月31日に株式会社BASEの発行済株式総数の20%を追加取得いたしました。  
2. 2019年3月29日に株式会社テット・オムの全株式を譲渡いたしました。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 四 国 銀 行         | 3,070,024千円 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行         | 1,361,300   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 702,476     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 504,178     |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 370,000     |
| 株 式 会 社 ト マ ト 銀 行       | 263,800     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株（うち自己株式 180,854株）
- ③ 株主数 26,212名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-------------|---------|
| 治 山 正 史                     | 2,244,072 株 | 13.76 % |
| 治 山 正 次                     | 1,759,456   | 10.79   |
| 治 山 邦 雄                     | 1,498,722   | 9.19    |
| 有 限 会 社 岩 淵 コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 1,324,500   | 8.12    |
| 株 式 会 社 四 国 銀 行             | 765,840     | 4.69    |
| は る や ま 取 引 先 持 株 会         | 419,100     | 2.57    |
| は る や ま 社 員 持 株 会           | 379,885     | 2.32    |
| 治 山 美 智 子                   | 358,892     | 2.20    |
| 岩 淵 典 子                     | 349,900     | 2.14    |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行             | 313,020     | 1.91    |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の保有状況

|               | 名 称      | 個 数 | 保有者数 |
|---------------|----------|-----|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 第4回新株予約権 | 30個 | 1名   |
| 取締役（社外取締役を除く） | 第5回新株予約権 | 20個 | 1名   |

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 地 位                        | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                            |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 員<br>社 長 執 行 役 員 | 治 山 正 史 | 社長室・コンプライアンス室担当<br>管理本部管掌<br>株式会社ミック<br>はるやま商事株式会社<br>代表取締役社長<br>代表取締役会長           |
| 取 締 役 員<br>常 務 執 行 役 員     | 伊 藤 卓   | はるやま商事株式会社<br>株式会社モリワン<br>代表取締役社長<br>代表取締役社長                                       |
| 取 締 役                      | 松 田 良 成 | 弁護士<br>株式会社ヘリオス<br>取締役                                                             |
| 取 締 役                      | 菅 谷 貴 子 | 弁護士<br>株式会社フェイス<br>学校法人桐蔭学園桐蔭横浜<br>大学大学院法務研究科<br>ライオン株式会社<br>社外監査役<br>准教授<br>社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役                  | 佐 藤 晃 司 |                                                                                    |
| 監 査 役                      | 中 川 雅 文 | 公認会計士<br>株式会社サマルクホールディングス<br>社外取締役                                                 |
| 監 査 役                      | 岡 田 弘   | 税理士                                                                                |

- (注) 1. 取締役松田良成氏及び菅谷貴子氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役中川雅文氏及び岡田 弘氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役松田良成氏及び菅谷貴子氏並びに社外監査役中川雅文氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役中川雅文氏は公認会計士の資格を、監査役岡田 弘氏は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当事業年度中の取締役の異動  
2018年6月28日開催の第44回定時株主総会において、菅谷貴子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度末日後の取締役の異動  
2019年4月1日現在の取締役の担当は、次のとおりとなりました。

| 氏 名     | 担 当                  |
|---------|----------------------|
| 治 山 正 史 | 経営全般、社長室・コンプライアンス室担当 |

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員（名）  | 支給額（千円）           |
|--------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4<br>(2) | 51,344<br>(6,600) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 13,200<br>(7,200) |
| 合 計                | 7        | 64,544            |

(注) 2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額(使用人分は含まず)は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であります。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名  | 主 な 活 動 状 況                                                                                                      |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 松田良成 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言を行っております。                                              |
| 社外取締役 | 菅谷貴子 | 2018年6月28日の就任以降に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、コンプライアンスの観点からの助言・提言を行っております。                     |
| 社外監査役 | 中川雅文 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち15回、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、社外監査役としての機能を適切に発揮しております。      |
| 社外監査役 | 岡田 弘 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち全回、監査役会13回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための豊富な実績と見識に基づき意見を述べるなど、助言・提言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 P w C 京都監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき金15円50銭とさせていただきます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日につきましては、2019年6月28日とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>    |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>30,689,334</b> | <b>流動負債</b>      | <b>17,208,758</b> |
| 現金及び預金          | 11,557,784        | 支払手形及び買掛金        | 8,743,467         |
| 受取手形及び売掛金       | 151,887           | 短期借入金            | 500,000           |
| 商 品             | 13,077,101        | 1年内返済予定<br>長期借入金 | 1,932,554         |
| 貯 蔵 品           | 38,550            | リース債務            | 79,199            |
| 未 収 入 金         | 4,626,282         | 未 払 金            | 2,930,259         |
| 未収還付法人税等        | 359,251           | 未払法人税等           | 310,524           |
| そ の 他           | 934,227           | ポイント引当金          | 770,104           |
| 貸倒引当金           | △55,750           | 賞与引当金            | 6,700             |
| <b>固定資産</b>     | <b>30,361,718</b> | 店舗閉鎖損失引当金        | 76,933            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,282,528</b> | 事業譲渡損失引当金        | 229,455           |
| 建物及び構築物         | 5,127,642         | 資産除去債務           | 39,208            |
| 車両運搬具           | 1,178             | そ の 他            | 1,590,351         |
| 工具、器具及び備品       | 764,808           | <b>固定負債</b>      | <b>7,108,651</b>  |
| 土 地             | 11,293,912        | 長期借入金            | 3,962,896         |
| リース資産           | 89,673            | リース債務            | 28,737            |
| 建設仮勘定           | 5,311             | 退職給付に係る負債        | 1,468,760         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>847,629</b>    | 資産除去債務           | 1,228,439         |
| の れ ん           | 421,206           | 長期預り保証金          | 396,986           |
| そ の 他           | 426,422           | そ の 他            | 22,829            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,231,561</b> | <b>負債合計</b>      | <b>24,317,409</b> |
| 投資有価証券          | 727,035           | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 長期貸付金           | 409,663           | 株 主 資 本          | 36,597,921        |
| 繰延税金資産          | 3,405,687         | 資 本 金            | 3,991,368         |
| 差入保証金           | 7,349,889         | 資 本 剰 余 金        | 3,862,125         |
| そ の 他           | 340,355           | 利 益 剰 余 金        | 28,940,373        |
| 貸倒引当金           | △1,069            | 自 己 株 式          | △195,945          |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,051,053</b> | その他の包括利益累計額      | 126,320           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 125,941           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益          | 379               |
|                 |                   | 新株予約権            | 9,401             |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>36,733,643</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>61,051,053</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 55,554,647 |
| 売 上 原 価                 |         | 23,632,011 |
| 売 上 総 利 益               |         | 31,922,636 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 30,092,914 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,829,722  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 5,384   |            |
| 受 取 配 当 金               | 16,917  |            |
| 受 取 地 代 家 賃             | 415,945 |            |
| そ の 他                   | 126,881 | 565,127    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 22,779  |            |
| 賃 貸 費 用                 | 200,214 |            |
| そ の 他                   | 20,604  | 243,599    |
| 経 常 利 益                 |         | 2,151,251  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 26,218  |            |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 228,563 |            |
| そ の 他                   | 1,221   | 256,003    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 229,525 |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 445,162 |            |
| 減 損 損 失                 | 649,141 |            |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 11,883  |            |
| 債 権 譲 渡 損               | 526,315 |            |
| 事 業 譲 渡 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 229,455 |            |
| そ の 他                   | 73,004  | 2,164,488  |
| 税金等調整前当期純利益             |         | 242,765    |
| 法人税、住民税及び事業税            | 517,417 |            |
| 法人税等調整額                 | △26,451 | 490,966    |
| 当 期 純 利 益               |         | △248,200   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         | △248,200   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,584,069</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,390,486</b>  |
| 現金及び預金          | 5,233,572         | 1年内返済予定長期借入金    | 1,759,948         |
| 貯蔵品             | 2,157             | リース債務           | 79,199            |
| 前払費用            | 99,669            | 未払金             | 359,198           |
| 関係会社短期貸付金       | 17,609,730        | 未払消費税等          | 22,487            |
| 未収入金            | 400,960           | 未払費用            | 32,197            |
| 未収還付法人税等        | 359,251           | 未払法人税等          | 625               |
| その他             | 131,357           | 預り金             | 6,644             |
| 貸倒引当金           | △1,252,630        | 店舗閉鎖損失引当金       | 69,640            |
| <b>固定資産</b>     | <b>22,333,487</b> | 資産除去債務          | 20,741            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,300,428</b> | 設備関係支払手形        | 33,776            |
| 建物              | 4,335,751         | その他             | 6,026             |
| 構築物             | 516,104           | <b>固定負債</b>     | <b>6,252,726</b>  |
| 車両運搬具           | 0                 | 長期借入金           | 3,593,481         |
| 工具、器具及び備品       | 707,688           | リース債務           | 28,737            |
| 土地              | 10,645,898        | 退職給付引当金         | 70,760            |
| リース資産           | 89,673            | 資産除去債務          | 1,205,463         |
| 建設仮勘定           | 5,311             | 長期預り保証金         | 150,574           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>278,520</b>    | その他             | 1,203,708         |
| 商標権             | 38,041            | <b>負債合計</b>     | <b>8,643,212</b>  |
| ソフトウェア          | 192,167           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| ソフトウェア仮勘定       | 47,598            | <b>株主資本</b>     | <b>36,139,001</b> |
| 施設利用権           | 713               | 資本金             | 3,991,368         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,754,537</b>  | 資本剰余金           | 3,862,125         |
| 投資有価証券          | 556,510           | 資本準備金           | 3,862,125         |
| 関係会社株式          | 1,855,921         | 利益剰余金           | 28,481,454        |
| 関係会社長期貸付金       | 50,010            | 利益準備金           | 560,000           |
| 長期前払費用          | 11,929            | その他利益剰余金        | 27,921,454        |
| 繰延税金資産          | 3,120,771         | 配当平均積立金         | 1,420,000         |
| 差入保証金           | 48,788            | 別途積立金           | 26,070,000        |
| その他             | 110,619           | 繰越利益剰余金         | 431,454           |
| 貸倒引当金           | △13               | <b>自己株式</b>     | <b>△195,945</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>44,917,557</b> | 評価・換算差額等        | 125,941           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 125,941           |
|                 |                   | 新株予約権           | 9,401             |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>36,274,344</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>44,917,557</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金         | 額         |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業収益         | 4,141,799 |           |
| 経営管理料        | 3,589,799 |           |
| 不動産賃貸収入      | 552,000   |           |
| 営業収益合計       |           | 4,141,799 |
| 営業費用         | 2,659,395 |           |
| 営業費用合計       |           | 2,659,395 |
| 営業利益         |           | 1,482,403 |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 72,835    |           |
| 有価証券利息       | 35        |           |
| 受取配当金        | 626,846   |           |
| 受取手数料        | 3,848     |           |
| 受取地代家賃       | 68,154    |           |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入額 | 2,391     |           |
| その他          | 42,931    |           |
| 営業外費用        |           | 817,042   |
| 支払利息         | 18,906    |           |
| 賃貸費用         | 11,053    |           |
| その他          | 741       |           |
| 経常利益         |           | 30,701    |
| 特別利益         |           | 2,268,744 |
| 固定資産売却益      | 22,985    |           |
| その他          | 140       |           |
| 特別損失         |           | 23,125    |
| 関係会社株式評価損    | 18,000    |           |
| 固定資産除売却損     | 318,284   |           |
| 減損損失         | 640,345   |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 773,458   |           |
| 関係会社株式売却損    | 66,199    |           |
| 債権譲渡損        | 526,315   |           |
| 税引前当期純利益     |           | 2,342,603 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,112    |           |
| 法人税等調整額      | △244,726  |           |
| 当期純利益        |           | △50,733   |
|              |           | △224,613  |
|              |           | 173,880   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員      公認会計士      山 本 眞 吾 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      安 本 哲 宏 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員      公認会計士   山 本 眞 吾 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士   安 本 哲 宏 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室内部統制課・内部監査課等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役

佐藤 晃 司 ⑩

監査役(社外監査役)

中川 雅 文 ⑩

監査役(社外監査役)

岡田 弘 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第 2 条 （条文省略）</p> <p>（1）～（5）（条文省略）</p> <p>（6）医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器・管理医療機器及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>（7）（条文省略）</p> <p>（8）クリーニング業・広告代理業・金銭の貸付業及びクレジットカード発行業務。</p> <p>（9）～（26）（条文省略）</p> | <p>（目的）</p> <p>第 2 条 （現行どおり）</p> <p>（1）～（5）（現行どおり）</p> <p>（6）医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器・管理医療機器・<u>一般医療機器</u>及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>（7）（現行どおり）</p> <p>（8）クリーニング業・<u>理容業・美容業</u>・<u>広告代理業</u>・<u>金銭の貸付業</u>及びクレジットカード発行業務。</p> <p>（9）～（26）（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はる やま まさ し<br>治 山 正 史<br>(1964年12月22日生) | 1994年6月 当社入社 経営企画室<br>1994年11月 当社社長室室長<br>1995年6月 当社取締役社長室室長<br>1995年7月 当社常務取締役<br>2003年6月 当社代表取締役社長<br>2011年7月 当社代表取締役社長執行役員<br>(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ミック 代表取締役社長<br>はるやま商事株式会社 代表取締役会長                                                                                                                         | 2,244,072株 |
| 2     | い とう たく<br>伊 藤 卓<br>(1954年11月9日生)       | 1977年4月 株式会社はるやまチェーン入社<br>1994年4月 同社新規事業部長<br>1996年4月 当社入社 地域部長<br>2001年7月 当社執行役員マネージャー<br>2004年4月 当社執行役員人事教育部長<br>2006年4月 当社執行役員店舗運営本部長<br>2008年5月 当社執行役員<br>2013年6月 当社取締役執行役員<br>2016年4月 当社取締役執行役員はるやま事業部長<br>2017年1月 当社取締役執行役員<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員(現任)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>はるやま商事株式会社 代表取締役社長<br>株式会社モリワン 代表取締役社長 | 7,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | まつ だ よし なり<br>松 田 良 成<br>(1978年10月12日生) | 2002年10月 弁護士登録<br>森綜合法律事務所(現 森・濱田<br>松本法律事務所) 入所<br>2009年8月 漆間綜合法律事務所(現 弁護士<br>法人漆間綜合法律事務所) 開業<br>代表社員(現任)<br>2013年6月 当社監査役<br>2015年6月 当社取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ヘリオス 取締役 | 一株         |
| 4     | すが や たか こ<br>菅 谷 貴 子<br>(1972年9月20日生)   | 2002年10月 弁護士登録<br>山田秀雄法律事務所(現 山田・<br>尾崎法律事務所) 入所(現任)<br>2018年6月 当社取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社フェイス 社外監査役<br>学校法人桐蔭学園桐蔭横浜<br>大学大学院法務研究科 准教授<br>ライオン株式会社 社外取締役                  | 一株         |

- (注) 1. 治山正史氏の当社における担当は、事業報告の「取締役及び監査役の状況」(14頁)に記載のとおりであります。
2. 菅谷貴子氏の戸籍上の氏名は、田苗貴子であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 松田良成氏及び菅谷貴子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松田良成氏は、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、社外監査役としての在任期間2年と合わせて6年となります。
6. 菅谷貴子氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、松田良成氏及び菅谷貴子氏との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、松田良成氏及び菅谷貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中川雅文氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| なか がわ まさ ふみ<br>中 川 雅 文<br>(1974年2月22日生) | 1996年4月 中央監査法人入所<br>1999年4月 公認会計士登録<br>2007年7月 京都監査法人入所<br>2009年6月 同法人パートナー(2011年6月退職)<br>2011年7月 中川公認会計士事務所 代表(現任)<br>2011年9月 税理士登録<br>2015年6月 当社監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役 | 一株         |

- (注) 1. 中川雅文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中川雅文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 中川雅文氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験等を活かして、中立的な立場から監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、中川雅文氏との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、中川雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## 第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、2016年6月29日開催の当社第42回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）について、株主のみなさまにご承認いただきましたが、現プランの有効期間は本株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン承認後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2019年5月14日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主のみなさまにご承認いただくことを条件に、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決定しました。つきましては、当社定款第13条に基づき、本プランを利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを更新するにあたり、非適格者から本新株予約権を取得する場合に金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明記したこと、また、大量買付者出現時の手続きの明確化及び形式的な文言の修正等を行っております。

### 1. 提案の理由

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして導入しているものです。

当社は、当社株式等について大量買付や買収提案が行われた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の経営権の変動等に関わる大量買付や買収提案の判断については、最終的には株主総体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、その目的等から判断して、株主のみなさまや取締役会がその内容を検討し判断するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの、買付条件等がその対象

会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であるもの、あるいはその対象会社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を損なう意図のあるもの等、その対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくないことから、大量買付や買収提案により当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性も否定できません。

一方、当社の株式の状況は、当社役員及びその三親等以内の親族によって発行済株式の総数の46.2%（議決権割合46.7%）が保有されておりますが、このうち当社役員及びその直接支配が及ぶ関係者等による保有は34.9%（議決権割合35.3%）にとどまっております。その保有者のなかには高齢の方もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が具体的に予想され、今後さらに分散化が進んでいく可能性は否定できないことから、必ずしも将来の安定性までも保証されるものではありません。また、当社の経営に関与していない創業者一族の当社株式に関する権利の行使については、それぞれ個人の判断のもとに行われており、かつ当社が関与・コントロールするものではありません。従って、当社の経営権の取得等を目的とした買収提案に際しても、買収者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もあります。さらに、当社の事業基盤を拡大するための店舗展開等により、その必要資金を資本市場から調達することも有力な選択肢であることから、その場合には、さらに当社取締役等の保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが予測されます。

また、紳士服専門店業界では、過去に業界再編の動きが活発化したこともあり、今後、会社との合意や株主のみなさまの意思がまったく反映されないままに突然公開買付を行うような買収提案や、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するようなおそれのある買収提案がなされる可能性は否定できません。このような株主のみなさまあるいは市場を混乱させるおそれのある大量買付や買収提案に備えて対策を講じておくことは、企業価値ひいては株主共同の利益確保のためのリスクマネジメントの一環として必要不可欠なものと考えております。

このような事情に鑑み、当社は、当社株式等の大量買付や買収提案が行われた場合、当該買付や買収提案に応じるべきか否かを当社株主のみなさまが適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること等を可能とするための対応策が引き続き必要不可欠であると判断し、本プランを更新することといたしました。

## 2. 提案の概要

### (1) 本プランの概要

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、上記の1. 「提案の理由」を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

### (2) 本プランに係る手続き

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付等を行おうとする者（以下「大量買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大量買付等は実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

大量買付者等は、大量買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの手続きを遵守する旨の誓約及び大量買付者等の氏名又は名称、住所又は本店所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先、大量買付等の概要等について日本語で記載した意向表明書を当社取締役会宛に提出いただきます。当社が、大量買付者等から意向表明書を受領した場合は、速やかに受領した事実及び必要に応じ、その内容について公表します。

(c) 大量買付者等に対する情報提供の要請

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会が認めた場合を除き、当該大量買付等の実施に先立ち、大量買付者等が当社に対して提供すべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを、当該大量買付者等に交付し、大量買付者等は、当該リストに従い本必要情報を日本語の書面にて提出いただきます。本必要情報の具体的な内容は、大量買付者等の属性及び大量買付等の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の①から⑩のとおりです。

①大量買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、役員の氏名及び職歴等、当該大量買付者等による大量買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

②大量買付等の目的、方法及び内容（大量買付等の対価の価額・種類、大量買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付けを行った後における株式等所有割合、大量買付等の方法の適法性、大量買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- ③大量買付等の買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯等を含みます。）
- ④大量買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤大量買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥大量買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦大量買付者等が大量買付等において取得を予定する当社の株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧大量買付者等による当社の株式等の過去の取得に関する情報
- ⑨大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑩大量買付等の後における当社の株主、取引先、お客様、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報  
当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかに独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については<別紙1>「独立委員会規則の概要」、本プラン更新時の独立委員会委員候補の略歴等については<別紙2>「独立委員会委員候補の略歴」に記載のとおりです。）へ情報を提供し、独立委員会は、受領後速やかに提供された情報の記載内容が本必要情報として十分であるか否かを検討し、その結果を公表します。独立委員会は当該提供内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者等に対し、合理的な期限（当初本必要情報のリストの発送の翌日から起算して60

日を上限とします。)を定めたいえ、自ら又は当社取締役会を通じて、必要情報の追加提供を求めることがあります。この場合、大量買付者等においては、当該期限までに、かかる必要情報を追加提供していただきます。必要情報の追加提供を要請したにもかかわらず、大量買付者等から当該情報の一部について提供がない場合において、例えば、大量買付者等の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが困難であること等、大量買付者等から当該情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくても、大量買付者等との情報提供に係る交渉等は打ち切り、その旨を公表するとともに、以下(d)の大量買付等の内容の検討を開始いたします。

(d) 大量買付等の内容の検討・大量買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による大量買付等の内容の評価・検討

当社取締役会は、大量買付者等からの必要かつ十分な本必要情報の提供が完了した後、独立委員会が提出期限を定めた場合はその期限までに、外部専門家の助言も受けながら大量買付等の内容を検討し、その内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)を慎重に取りまとめ、公表するとともに、独立委員会に対してその根拠資料を付して提出するものとします。また、自ら又は独立委員会からの要請に応じ、大量買付者等との間で大量買付等に関する協議・交渉を行うとともに、当社取締役会としての代替案を提示することがあります。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の受領が完了した日の翌日を起算日として、大量買付等が現金(全額円貨)を対価とする当社全株式等の公開買付けの場合は最長60日間、それ以外の大量買付等の場合は最長90日間の検討期間(以下、「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、当該検討期間内において大量買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、大量買付者等の大量買付等の内容、大量買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大量買付等の内容を改善させるために必要であれば直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉等を行い、

代替案の提示を当社取締役会に促すものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大量買付者等は、独立委員会が直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大量買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

②大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

大量買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下（３）の発動事由２に掲げる事由により、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付けであり、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断する場合には、例外的措置として、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が、以下（３）の発動事由２に掲げる行為が意図されており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断するに至った場合には、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

### ③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合のみ、独立委員会は、当該大量買付者等の大量買付等の内容の検討・当該大量買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家のみなさまに開示いたします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

#### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

#### (g) 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大量買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書が提出された事実、本必要情報が提供された事実、独立委員会の検討期間が開始した事実等）又は意向表明書、本必要情報、当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、当社取締役会決議等の内容の全部又は概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について適時に情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は下記のとおりです。なお、上記(2)本プランに係る手続き(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### 発動事由1

本プランに定められた手続きに従わない大量買付等であり（大量買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

#### 発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付等である場合

①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて、その株式等を当社に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大量買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③当社の資産を大量買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付等である場合

(c) 大量買付等の条件（対価の価額・種類、大量買付等の時期、方法の適法性、実現可能性又は大量買付等の後の経営方針・事業計画、及び当社の他の株主、お客様、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に照らして著

しく不十分又は不適當な大量買付等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のお客様、取引先、従業員等との関係を破壊しその結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる大量買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会における決議(以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することはできません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。なお、非適格者が有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会

が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとしその後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

**(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更**

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主のみなさまに実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主のみなさまのご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

**3. 株主及び投資家のみなさま等への影響**

**(1) 本プランへの更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響**

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当ての対象となった株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、例えば、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を当社が無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個あたり1円を下限に当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

### (c) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決定した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、

非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について別途規定する場合には、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定した後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者のなかから、取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載する事項について決定を行い、その決定内容と理由を付して取締役会に勧告するものとする。
  - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
  - ②本新株予約権無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③その他取締役会が独立委員会に諮問した事項取締役会は、独立委員会が勧告をした場合、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとする。
- ・独立委員会は、上記のほか以下の各号に記載される事項を行うものとする。
  - ①大量買付者等及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報内容とその回答期限の決定
  - ②大量買付者等の大量買付等の内容の精査・検討
  - ③取締役会に対する代替案の提出の要求
  - ④独立委員会検討期間延長の決定
  - ⑤本プランの修正又は変更の承認
  - ⑥その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑦取締役会において別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、提供された情報の内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、合理的な期限を定め、大量買付者等に対し必要情報の追加提供を求める。
- ・独立委員会は、大量買付者等からの本必要情報の提供が完了した場合、取締役会に対しても所定の期間内に、大量買付者等の大量買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大量買付等の提案内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大量買付者等と協議・交渉を行うものとし、株主等に対する代替案の提示等を取締役に促すものとする。
- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会委員候補の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、下記の3名を予定しております。

### 記

石井 克典(いしい かつのり)

1971年1月31日生

2000年10月 弁護士登録

2000年10月 太陽綜合法律事務所入所

2006年5月 石井克典法律事務所開所(現任)

2007年5月 当社独立委員会委員就任(現任)

石井 克典氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

松田 良成(まつだ よしなり)

1978年10月12日生 当社社外取締役

2002年10月 弁護士登録

2002年10月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所

2009年8月 漆間綜合法律事務所(現 弁護士法人漆間綜合法律事務所)

開業

代表社員(現任)

2013年6月 当社監査役就任

2013年6月 当社独立委員会委員就任(現任)

2015年6月 当社取締役就任(現任)

松田 良成氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

岡田 弘(おかだ ひろし)

1946年9月19日生 当社社外監査役

2002年9月 広島北税務署長

2003年7月 東京国税不服審判所 部長審判官

2004年7月 福山税務署長

2005年8月 税理士登録開業(現任)

2017年6月 当社監査役就任(現任)

2017年6月 当社独立委員会委員就任(現任)

岡田 弘氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号

当社本社4階会議室

交通 JR岡山駅より徒歩約15分

天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

◎駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

